マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

平成27年10月から
市民のみなさん一人ひとりに
マイナンバー(個人番号)が通知されます。

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されることとなりました。

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりに付番したマイナンバーを利用して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国や地方公共団体、また、社会保障および税関係機関など複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための制度です。

マイナンバー(個人番号)とは

●国民一人ひとりに付番される12桁の番号のことで、一つとして同じ番号はありません。
●マイナンバーは、住民票に登録された住所に送付される「通知カード」で通知されます。
●マイナンバーは、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の分野の行政手続で利用が始まります。

マイナンバー制度の導入メリット

面倒な手続きが簡単に！
本人確認や所得などの情報が確認しやすくなるため、各種申請時に必要な証明書などの添付書類を省略できるようになります。

手続きが正確で早くなる！
国の行政機関や地方公共団体などで、複数の業務の間での連携が進むことで、情報の照会などに要していた時間が短縮されます。

給付金などの不正受給の防止
所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、不正受給を防止し、真に困っている人にきめ細やかな支援がおこなえるようになります。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

コールセンター　☎ 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
平日　9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

マイナンバー制度に関するウェブサイト（内閣官房）　マイナンバー　で検索

お問い合わせ　政策推進部　広報秘書課（米原庁舎）　☎ 52−6627